【フランス】営業秘密の保護に関する法律

調査企画課連携協力室 安藤 英梨香

*2018年6月30日、営業秘密の保護に関する法律第2018-670号が成立した。同法は、2016 年6月8日に採択されたEU 指令を国内法化したもので、営業秘密の定義、営業秘密の侵害 にあたる行為及び営業秘密の保護の例外などを規定している。

1 法律制定の背景

(1) 従来の国内法制度

これまでフランスには営業秘密の保護に関して特別に規定する法律がなかった。知的財産保 護法に営業秘密の保護が、労働法に競争相手の営業秘密を不正に開示する不正競争行為に対す る制裁が規定されているが、いずれも営業秘密や違法行為は定義されておらず、制裁の対象と なるか否かは判例に基づいて決定されていた。このため 2014 年、2015 年には営業秘密の保護 に関する法案が提出されたが、報道機関等の強い反対により成立に至らなかった。

(2) EU の営業秘密保護指令

2016 年 6 月 8 日、営業秘密の保護に関する EU 指令1が採択された。同指令は、国を超えた研 究開発や知識の流通の促進及び EU 域内での営業秘密の統一的な保護を目的として採択された ものである。同指令は、営業秘密を、限られた人のみに知られており、その秘密性により商業 的価値を有し、その保有者による保護の特別措置の対象となる情報であると定義し、営業秘密 の取得、使用又は開示が違法となる条件を規定している。

同指令第19条により、加盟国は2018年6月9日までに、営業秘密保護指令を遵守するのに 必要な手続を採ることが義務付けられた。このため、2018年6月30日に、全5か条から成る 「営業秘密の保護に関する法律第2018-670号」2が制定された。

2 法律の概要

(1) 営業秘密の定義

営業秘密として保護される情報とは、①情報それ自体として又はその要素の正確な構成及び 組合せにおいて、その分野で活動しているためその種の情報に精通している者にとって、一般 的に知られ又は容易にアクセスできる情報ではない、②秘密であるという特徴によって、実質 的又は潜在的に商業的価値を有する、③秘密であるという特徴を保持するため、情報の適法な 保有者による適切な保護の対象となるという特徴を全て満たす情報である。

また、営業秘密の適法な保有者とは、営業秘密を適法に管理する者を指す。さらに、営業秘 密の適法な取得方法と認められるのは、①独自の発見又は創作、②一般に公開された又は適法 な方法で情報の保有者から入手した製品又は物体の観察、研究、解析又は検査による情報の取 得である。

^{*} 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年4月5日である。

¹ Directive (EU) 2016/943. OJL157, 15.6.2016, pp.1-18.

² Loi n° 2018-670 du 30 juillet 2018 relative à la protection du secret des affaires. https://www.legifrance.gouv.fr/jo pdf.do?id=JORFTEXT000037262111>

(2) 違法な営業秘密の取得、使用及び開示

適法な保有者の同意なしに行われ、かつ、秘密を含む文書、物体、素材又は電子ファイル等への無許可のアクセス、横領又は無許可のコピーを伴う営業秘密の取得は、違法である。

違法に営業秘密を取得した者又は秘密を開示しない若しくは使用を制限する義務に違反した 者によって適法な保有者の同意なしに行われる営業秘密の使用又は開示は、違法である。

営業秘密の侵害によって生じた製品の製造、供給若しくは上市又はそれらを目的とした輸入、 輸出若しくは貯蔵は、当該行為を行った者が、秘密が違法に使用されていることを知っていた 又は知り得た場合には、違法な使用とみなされる。

営業秘密の取得、使用又は開示の際に、営業秘密を直接的又は間接的に違法に使用し又は開示した他者から取得したと知っていた又は知り得た場合には、取得、使用又は開示は違法とみなされる。

(3) 営業秘密の保護の例外

次のような営業秘密の取得、使用又は開示の場合には、営業秘密は保護の対象とならない。

- ・EU 法、効力を有する国際条約若しくは国際協定又は国内法によって要求され又は許可される場合であって、特に、司法機関又は行政機関が捜査、監督、承認又は制裁の権限を実行するために要求し又は許可する場合
- ・表現の自由、コミュニケーションの自由及び情報の自由の権利を行使するために行う場合
- ・善意でかつ一般利益を保護する目的で、違法な活動、過失又は非難すべき行為を指摘するために行う場合
- ・EU 法又は国内法で認められる適法な権利の保護のために行う場合

(4) 営業秘密の侵害の防止、停止及び賠償

営業秘密の侵害を行う者は、民事責任を負う。営業秘密の侵害に関する訴訟の時効は、事由 が生じた時から5年である。

営業秘密の侵害に関する訴訟において、裁判所は、①営業秘密の使用又は開示を実行し又は継続することを禁止、②営業秘密の侵害によって生じた製品の製造、供給、上市、使用、輸出、輸入又は貯蔵の禁止、③営業秘密を含む文書、物体、素材又は電子ファイル等の全部又は一部の破棄、④営業秘密の著しい侵害によって生じた製品について、流通経路からの回収、内容の変更又は破壊などの措置を命じることができる。裁判所は、侵害を行った者が、営業秘密を直接的若しくは間接的に違法に使用若しくは開示した他者から取得したと知らなかった若しくは知り得なかった場合、又は、措置の執行が侵害を行った者に対し過度の損害を与える場合には、これらの措置の代わりに補償金の支払を命じることができる。補償金の支払命令は、逸失利益、機会損失、精神的侵害等を考慮して行われる賠償手続を妨げない。

裁判所は、営業秘密の違法な取得、使用又は開示に関する決定を、掲示物、新聞又は公衆通信サービス等を通じて公示することができる。公示にかかる費用は、営業秘密を侵害した者が 負担する。

参考文献

• Caroline GOUPIL, "La loi sur le secret des affaires enfin en vigueur !," Les echos, 2018.8.29. https://business.lesec hos.fr/directions-juridiques/partenaire/partenaire-1721-la-loi-sur-le-secret-des-affaires-enfin-en-vigueur-322982.php>